

答 申

第1 審査会の結論

富山県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第2条第1項の書面（以下「自動車保管場所証明」という。）の申請手続に関し寄せられた「申立書」についてした部分開示決定は、結論において妥当である。ただし、当該決定に係る非開示理由のうち、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）によるものとしている部分（警察職員の印影を除く。）については、これを改め、同条第3号（法人等情報）によるものとすべきである。

なお、警察本部長が、「行政書士から委任状の写しを添付しないで申請された車庫証明」の対応に関し富山県警察本部から県内各警察署あてに発せられた文書」についてした非開示決定については、既に当該処分が取り消され、審査請求の利益が失われているものと認められることから、富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）への諮問を要せず、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において不適法な審査請求として却下することが相当であることを申し添える。

第2 審査請求の経過

1 開示請求

平成17年10月20日、審査請求人は、条例第5条の規定により、警察本部長に対し、自動車保管場所証明に関する平成14年度以降の次の公文書について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

富山県警察本部（以下「警察本部」という。）から県内各警察署あてに発せられた通達（平成17年6月中に発せられた「行政書士より委任状の写しを添付しないで申請された車庫証明」に対する対応が記載されたもの）、事務連絡及びメモ等の行政文書

平成17年7月25日（月曜日）、警察本部交通部交通規制課において行われた 次席と行政書士 他2名の協議に関する 氏の記録した行政文書（報告書・メモも含む。）

車庫証明に関し、行政書士（県内各警察署）より寄せられた申立、要望、問い合わせ及び苦情・トラブルに対する記録・処理に関する行政文書

2 開示決定等

（1）平成17年10月28日、警察本部長は、本件開示請求のうち、及び については該当の公文書は作成されていないため不存在であるとする非開示決定処分（このうち、 に対応する処分について、以下「本件 第1処分」という。）を行い、また、 については平成17年8月1日付けで

警察本部長あてに郵送された「申立書」（以下「本件申立書」という。）を請求に係る公文書として特定し、そこに記載された情報のうち、決裁欄に押印された警部補又は同相当職以下の警察職員の印影並びに申立人の住所、氏名、電話番号及びファックス番号については条例第7条第2号に、申立内容については同号及び同条第6号に該当することを理由に非開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定処分（以下「本件 処分」という。）を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

（2）平成17年11月21日、審査請求人は、本件 第1処分及び本件 処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、公安委員会に対し、審査請求（以下「本件 審査請求」という。）を行った。

（3）平成17年12月26日、警察本部長は、本件 第1処分を取り消すとともに、平成17年6月23日付けの「行政書士から提出される保管場所証明申請書の取扱いについて」と題する文書（以下「本件通知」という。）を改めて本件開示請求に係る請求公文書として特定し、そこに記載された情報のうち、警部補以下の職員の氏名については、条例第7条第2号に該当することを理由に非開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定処分（以下「本件 第2処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（4）平成18年1月30日、公安委員会は、条例第19条の規定により、本件審査請求について富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求書、非開示理由説明書に対する「意見書」及び本審査会での意見陳述において、審査請求人が主張している審査請求の趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

まず、本件開示請求については、警察本部は当初、本件 第1処分のとおり、該当する公文書は不存在であるとしてその存在自体を隠そうとしたため、当該公文書が存在し、それを開示すべきであるとして本件審査請求を行った。また、審査請求人が現場（警察署窓口）に出向いて本件通知の存在を確認し、改めて警察本部にその旨を問い質したところ、警察本部長は、その後、ようやく当該公文書の存在を認め、先の本件 第1処分を取り消して本件通知を出してきたものである。このように、情報公開制度の趣旨に反して自らに都合の悪い情報を隠そうとするとともに、県民に対して硬直的な態度で接する警察本部の姿勢は、誠に遺憾である。

次に、本件開示請求については、本件 処分で部分開示された本件申立書は、行政書士である審査請求人がその業務遂行にあたって、警察本部に対し法律に基づく行政の実施を要請した書面であり、単なる個人が警察への苦情を申し立てたものではなく、条例第7条第2号（個人情報）及び第6号（行政運営情報）には該当しないので、非開示部分はすべて開示すべきである。

第4 警察本部長の主張

警察本部長が非開示理由説明書及び本審査会での意見陳述において主張している非開示の理由は、概ね別紙のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る処分について

まず、本件審査請求のうち本件開示請求に対する処分に係る部分について判断する。

(1) 審査請求の利益について

審査請求人が行った本件開示請求に対し、警察本部長は、平成17年10月28日に該当する公文書の不存在を理由に非開示とする本件第1処分を行ったものの、同年12月26日、自ら職権でこれを取り消し、新たに請求に係る公文書として特定した本件通知について一部を除き開示する本件第2処分が行われたことが認められる。

この間、同年11月21日に本件審査請求が提起され、その時点では本件第1処分を不服とし、その是正を求める利益が存在していたところ、上記のとおり、その後本件第1処分は取り消され、本件第2処分がされたことから、本件審査請求の対象である本件第1処分の効力は消滅し、審査請求の利益は失われたものと認められる。

したがって、本件審査請求のうち本件第1処分に係る部分については、審査請求の利益を欠く不適法なものであり、条例第19条第1号の規定により、本審査会に諮問することを要せず、直ちに公安委員会において却下されるべきであったものと認められる。

(2) 本件第2処分に係る非開示情報該当性について

公安委員会は、「審査請求人から本件第1処分に係る審査請求の趣旨及び理由を本件第2処分に維持・流用するとの意思表示があった」旨の主張をしているが、審査請求書、非開示理由説明書に対する「意見書」及び本審査会での意見陳述における審査請求人の主張の内容からは、本件第2処分の非開示部分に係る不服は認められないところである。しかしながら、念のため、当該処分非開示とされた部分の非開示情報該当性について、一言付け加えておく。

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示情報とする旨規定している。

本審査会において、警察本部長から本件通知の写しの提出を受け、その内容を確認したところ、本件第2処分非開示とされた部分は、警部補以下の階級にある警察職員の氏名であり、条例第7条第2号ただし書及び富山県情報公開条例施行規則（平成14年富山県規則第6号。以下「条例施行規則」という。）第3条の規定による氏名を開示しない職員に該当することから、警察本部長が非開示とした判断は妥当なものと言える。

2 本件処分について

次に、本件審査請求のうち本件処分に係る部分について判断する。

(1) 対象公文書について

本件審査請求のうち本件処分に係る対象公文書である本件申立書は、平成17年8月1日付けで審査請求人から警察本部長あてに郵送され、警察本部において苦情申出制度に基づく苦情として処理されたものである。本審査会において、警察本部長から本件申立書の写しの提出を受け、

その内容を確認したところ、そこに記載されている情報のうち非開示とされた部分は、大きく次の3つに分類される。

警察本部における事務処理の際に設けられた決裁欄に押印された警察職員の印影のうち、係長及び主任の職にある者に係るもの（以下「非開示部分」という。）

申立内容（以下「非開示部分」という。）

申立人の住所、氏名、印影、電話番号及びファックス番号（以下「非開示部分」という。）

（２）苦情申出制度について

苦情申出制度は、警察法（昭和29年法律第162号）第79条に基づく制度であり、警察本部における具体的な処理手続については、富山県警察職員の職務執行に対する苦情処理要綱（以下「苦情処理要綱」という。）が定められているが、そこでは「苦情」について、次のいずれかに該当するものと定義している。

ア 警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべき行為をしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服

イ 警察職員の不適切な執務の態様に対する不満

警察本部では、本件申立書について、その内容からこの定義に該当するものと判断して、苦情申出制度に基づく苦情として、申立内容に関する事実関係の調査を行い、申立人（審査請求人）に必要な説明を行ったとしている。

（３）条例第7条第2号（個人情報）又は第3号（法人等情報）該当性について

繰り返しになるが、条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示情報とする旨規定している。

これに対し、条例第7条第3号アは、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、非開示情報とする旨規定している。

本件 処分に係る非開示部分 から までのすべてに関し、警察本部長は、条例第7条第2号に該当するとしているが、一方、審査請求人は、行政書士という事業を営む個人の情報であるから同号の個人情報には該当せず、さらに同条第3号にも該当しないので、開示されるべきであると主張している。

そこで、以下この点について、順次検討する。（なお、審査請求人の主張の内容からは、非開示部分 については念頭のないとも推認されるが、審査請求書の記載によれば当該部分も請求内容に含まれるものと考えられるため、当該部分も併せて検討する。）

まず、非開示部分 （警部補又は同相当職以下の警察職員の印影）については、当該職員の氏名に係る情報が含まれていることから、条例第7条第2号ただし書及び条例施行規則第3条の規定により非開示情報に該当するものと認められる。

次に、非開示部分 （申立内容）については、審査請求人が行政書士として行っている業務である自動車保管場所証明申請の代理手続に関する警察本部への申入れや特定の警察署における対

応について、審査請求人の個別具体的な実体験に基づく内容等が記載されており、これは、まさに「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に当たるものと認められる。この点に関し、審査請求人個人の思想・信条に基づく意思の表明であって、行政書士の事業活動とは直接関係がないものであるとする警察本部長の主張には、同意できない。

したがって、非開示部分 については、条例第7条第2号の個人情報ではなく、同条第3号の法人等情報の該当性について検討すべきである。そして、当該部分には、行政書士である審査請求人の業務遂行に当たっての個別具体的な実体験や、それに対する審査請求人の信念に基づく見解、要望等が記載されており、全体として、公にすることにより、行政書士としての審査請求人の社会的評価、信用等が損なわれるおそれがあると認められることから、条例第7条第3号アにいう「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものとして、非開示とすることが妥当であると認められる。

なお、このことについて、仮に非開示部分 を開示しても、申立人の住所、氏名等の個人を識別できる情報（非開示部分 に相当する部分）が非開示であれば申立人が特定されないため、その正当な利益を害するおそれはないとの反論もあり得るところである。しかしながら、非開示部分 に記載されている実体験や信念に基づく見解、要望等の個別具体的な内容は、日頃の審査請求人の活動等により、ある一定の範囲の者には周知されていると思われることから、非開示情報が開示された場合に、そのような審査請求人に係る他の情報と照合することにより、申立人として識別され、その正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

最後に、非開示部分 （申立人の住所、氏名、印影、電話番号及びファックス番号）については、事業を営む個人の当該事業に関する情報であることには異論がなく、これを公にすることにより、たとえ非開示部分 に記載された具体的な申立内容が分からないとしても、申立人が警察本部長に本件申立書を提出した事実は明らかとなるから、行政書士としての社会的評価や信用を損なうおそれがあり、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するものと認められる。

なお、審査請求人は、本件申立書は自らが単なる個人としての立場ではなく国家資格者たる行政書士が業務遂行に当たって提出したものであり、開示されても何ら異議がなく、個人情報又は事業を営む個人に係る情報としての保護の対象とはならない旨述べている。しかしながら、条例に基づく公文書の開示請求は、請求の目的のいかんを問わず、また、何人にも等しく認められており、開示・非開示の判断に際し、請求の目的及び開示請求者が誰であるかは考慮されないものであり、本人から開示請求があった場合について特段の規定は設けられていない。したがって、条例の規定に照らして、非開示部分 及び は条例第7条第3号アの非開示情報に該当し、上記のような審査請求人の主張は、採用できない。

（4）条例第7条第6号（行政運営情報）該当性について

本件 処分については、上記（3）により結論において妥当である旨述べたところであり、その余の点について判断する必要はないが、非開示部分 の条例第7条第6号該当性について当事者間で争いがあるので、念のため、これについても言及しておく。

条例第7条第6号は、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非開示とする旨規定している。

非開示部分 には、先に述べたとおり、審査請求人が行政書士として行っている自動車保管場所証明申請の代理手続に関する警察本部への申入れや特定の警察署における対応に係る個別具体的な実体験に基づく見解、要望等が記載されているが、これは苦情処理要綱に定める「苦情」の定義に合致するものと認められ、これと異なる審査請求人の主張には、理由がない。

そして、苦情申出制度において申出内容が公開された場合、申出者との信頼関係を損ない、自己の行動や具体的な主張が公にされることを懸念して申出を躊躇するなど、苦情の実態及び適正な事実関係の把握が困難になるとする警察本部長の主張には、理由があり、是認できる。

したがって、非開示部分 は、公にすることにより、苦情申出制度の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと言える。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別紙 警察本部長が主張している非開示の理由等

1 本件開示請求に係る処分

(1) 対象公文書について

本件開示請求については、本件 第2処分において本件 第1処分を取り消し、本件通知を対象公文書として特定して部分開示決定を行ったところである。

本件通知は、当初、個人の判断で廃棄することができる個人メモとして作成され、公文書としての保管・管理がなされていなかったことから、不存在を理由とする非開示決定を行ったが、本件審査請求の内容を踏まえ調査したところ、本件通知は、他の職員に配付され職務上利用しており、また、職務上の指示に当たる内容が含まれていたことから、条例第2条第2項に規定する公文書に該当するものと認め、公文書不存在による非開示決定を取り消して部分開示決定を行った。

なお、本件 第2処分に伴い、審査請求人に対して審査請求の趣旨及び理由の変更について確認したところ、審査請求人から当該部分開示決定を含めて当初の審査請求の趣旨及び理由を維持・流用するとの口頭による意思表示があったことから、本件 第1処分の取消しをもって直ちに審査請求の利益がなくなったものと認めて不適法な審査請求として却下することは妥当ではないと判断したところである。

(2) 条例第7条第2号(個人情報)の該当性について

本件 第2処分 で非開示としたのは警部補以下の警察職員の氏名であり、これが非開示情報に該当することは、条例第7条第2号及び富山県情報公開条例施行規則(平成14年富山県規則第6号。以下「条例施行規則」という。)第3条の規定により明らかである。

2 本件 処分

(1) 対象公文書について

本件申立書は、平成17年8月1日付けで審査請求人から警察本部長あてに郵送されたものであるが、審査請求人は、これまで自動車の保管場所証明申請に関し、同様の「申立書」を繰り返し警察本部長あてに送付しており、そのうち、同年5月18日付け「申立書」については、「富山県警察職員の職務執行に対する苦情処理要綱」(以下「苦情処理要綱」という。)に基づく苦情として受理し、所定の処理をしている。

本件申立書については、その内容から上記の苦情に付随するものと認められたことから、申立内容について事実関係の調査を行い、審査請求人に必要な説明をするなど理解を求めている。

(2) 条例第7条第2号(個人情報)の該当性について

本件申立書には、自動車保管場所証明申請に関する警察本部への申入れや特定の警察署における対応について、審査請求人の個別具体的な実体験に基づく内容が記録されており、その内容全体が特定の個人の利害、社会的評価など人格に密接に関わる個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものである。

また、本件申立書のうち申立者の住所、氏名、電話番号及びファックス番号が記載されている

部分並びに決裁欄の警部補又は同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、警部補又は同相当職以下の警察職員の氏名は、条例施行規則第3条において氏名を開示しない職として規定されている。

したがって、本件申立書において非開示とした部分については、いずれも個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号(行政運営情報)の該当性について

本件申立書には、審査請求人に直接関わった警察職員の職務執行に対する不満等が具体的に記録されており、一般的な意見・要望とは異なることから、苦情として処理したものである。

苦情処理要綱に基づく苦情申出制度は、個人のプライバシーを尊重し、秘密を守るという信頼関係の下に運用されており、申出内容を開示した場合、申出者との信頼関係を損なうとともに、今後、苦情を申し出る者が自己の行動及び具体的主張等が公にされることを懸念して申出を躊躇するなど、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難になるおそれがある。

このため、本制度の運用にあたっては、苦情が埋もれることなく円滑に申出が行われるよう申出者の立場やプライバシーに配慮する必要がある。本件申立書のうち申立内容が分かる部分については、条例第7条第2号のほか、同条第6号にも該当する。

(4) 自己情報の開示請求権について

条例は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず開示請求を認めたものであり、開示・非開示の判断に当たっては、自己情報の開示請求である場合も含め、請求者が誰であるかは考慮されない。また、条例第7条第2号では、特定の個人を識別することができる情報については原則として非開示とされており、自己情報の開示請求権は認められていない。

(5) 行政書士の「事業活動に関する情報」の考え方について

条例は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に係る開示・非開示の判断については、第7条第2号(個人情報)ではなく、同条第3号(法人等情報)によるものとし、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない場合等は、非開示理由に該当しないとしている。

しかしながら、本件申立書は「事業を営む個人」に該当する行政書士から提出されたものであるが、自動車保管場所証明に係る行政指導が違法であるとし、警察本部への申入れや特定の警察署における対応について不満を述べるなど、審査請求人個人の思想・信条に基づく意思の表明であって、行政書士の事業活動とは直接関係がないものであることから、本件 処分については、条例第7条第2号の規定によることが適当であると考えられる。

別 記

審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成18年 1月30日	諮問書を受理
平成18年 2月22日	公安委員会に諮問に関する意見書の提出を依頼
平成18年 3月 9日	諮問に関する意見書を受理
平成18年 3月29日 (第35回審査会)	審議
平成18年 4月28日	公安委員会に非開示理由説明書の提出を依頼
平成18年 5月25日	非開示理由説明書を受理
平成18年 5月26日	審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成18年 6月 9日 (第36回審査会)	審議
平成18年 6月15日	審査請求人の意見書を受理
平成18年 7月13日 (第37回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関職員から非開示理由説明を聴取 ・審査請求人から意見を聴取 ・審議
平成18年 8月23日 (第38回審査会)	審議
平成18年10月17日 (第39回審査会)	審議
平成18年11月21日 (第40回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

平成18年11月21日現在

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
浅 井 尚 子	富山大学経済学部教授	会 長
荒 木 良 一	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	